

松前における伊勢御師の活動

姥神大神宮權禪宣

草間孝廣

はじめに

北海道には中古以来、旧松前藩領内を中心に神祇祭式として祈祷神樂が奉仕されており、延宝二年（一六七四）に松前福山城内に於いて城下の社人が參集し、それまで各社家において独自に伝えられていた神樂を調整統合し、はじめて城内正統神事としてこの神樂を修行したと松前藩の正史とされる『福山秘府』に記録があり⁽¹⁾、この出来事は同時に北海道神社史上に於ける神道祭式として体系的に確立されたことを意味している。

三十三座あると云われる演目の一つに『鳥名子舞・庭散米舞』という、鶴が雌雄一対に各々天を意味する五色の瑞雲と、地を意味する五色の波間が描かれた垂れを眺めた鳥兜を被った狩衣姿の神職が二人立ち、鈴の手と散米の手との二段構成にて舞う艶やかでリズミカルな神楽舞がある。『鳥名子舞』とは、かつて伊勢の神宮の三節祭には欠かせない『御遊』の内の一つで、中之重の中央にて童男、童女数人が手を結び、輪になつてその中央を伏し拝む所作の舞とされている。名称としては延喜大神宮式の規定にあつて由緒の明確なものである。松前という土地柄、東北一円に伝えられる山伏神樂や番樂にも同形の神楽舞があるが、これは一般に『鳥舞』と称しており、松前のそれも所作の上



では恐らく東北地方の『鳥舞』の影響が大きいと云わざるを得ないが、敢えて『鳥名子舞』と表記してきた所以は何処から発していたのであろうか。実は文化年間幕府目付の質問に對して「当地神楽は勢州の形にて官人の修業致し候御神事なり。大神樂にあらず」と單なる門付の大神樂とは違う旨を明確に示している。当地の社人が己の神祭る奉仕の姿勢に伊勢を如何に強く意識していたことの現れであろうと思つてゐる。

さて、これまで北海道における神社関係研究、神道史的研究というものは、各市町村で発刊されている『町史』『村史』等で神社創建の由来を取り扱つてゐるほか、通史として全体的視野を考慮し体系的にまとめられているものに近年発刊されたばかりの『北海道神社序誌』がある。その他数本の個別研究者による論文が地誌や研究紀要などに發表されているもの⁽³⁾、いずれの研究も時代としては幕末から明治維新のころ、問題の視線は明治新政府による開拓と同時進行で断行された神社行政の整備と教化運動の在り方など、制度的組織的な研究が従前の特徴といえる。

しかし、こと旧松前藩領内に地域限定になると神社奉斎は所謂和人の渡島とともにに行われ、創建年代を鎌倉期や平安後

期にまで遡るべき神社も実在するしながらも、この時代の神道信仰全般に関わる論及はほんのわずかであろう。

拙稿に於いては、人々の信仰の在り方の一端として「お伊勢さま」に對してどのような事象が見出されるのか、伊勢の大神宮信仰が遠く離れた松前の地においてどのようにもたらされたのか、大麻領布や当地御祓儀式の実態と変遷、などの動向を伊勢御師の活動と関連させて考察するものである。

一、松前藩の神祇統制と白鳥家

松前藩草創期をめぐる史的研究については中世末期に引き続く資料の乏しさからか、様々な面で未だ確証を得てないのが実情のようである。この項ではしばらく先行学説をとりまとめ松前藩の神祇に對する働きかけについて概観しておきたい。

ここに云う旧松前藩領内とは名目上、藩支配の及ぶ蝦夷地全島ということではなく、実質的に和人の行動範囲である道南一円に限定してのことと、それは松前藩發生記とも位置づけられている『新羅之記錄』にも「抑も往古は此の国、上二十日程、下二十日程松前以東は陬川（鶴川）西は与依市（余市）迄、人間住する事、右大將頼朝卿進発して奥州の泰衡を追討し御ひし節、糠部津輕より人多く此国に逃げ渡つて居住す」⁽⁴⁾と鎌倉時代にも溯る和人渡島の理由が記録され、その範囲は中世頃から近世幕末にかけて大きな変貌はなかつたと言える。⁽⁵⁾寛永十年（一六三三）の幕府巡見使の巡見範囲が西は乙部の瀬茂内、東は泊治・石崎の地となつているなどから松前藩政下の和人地として定着していたことは明白である。⁽⁶⁾同時に決して広くないこの範囲内には、北海道に於ける古社の点在する地域とも重なり、近代に入つてから道央、道東等に開拓に従事し創祀した神社とは、云うまでもないが祭祀や歴史に大きな相違がはつきりと見られる。

慶長九年（一六〇四）、徳川家康より蝦夷地采領の黒印制書を拝領し、藩祖武田信廣より数えて五代慶廣が立藩。同十一年（一六〇六）にはこれまでの徳山館を廃し、福山館を築館し本格的な藩政を敷くに至り、宗教行政としては先に寺院を元和三年から同五年（一六一七～一九）にかけて館北部地域に移して寺町を整備、これに数年遅れて松前家氏神と仰ぐ八幡社が『福山秘府』の記述には「寛永二年（一六二五）己年大館ヨリ新町ニ造替、是年宝殿、拝殿、神楽殿修造也」とあり、これを以て愈々神社行政に取りかかるのである。こうした藩の崇敬と助力もあって次第に神社も増加、整備されていった。立藩より百年程経た享保年間（一七一六～三五）になると、実に狭い地域に二十以上もの本務社と社家がひしめいて存在し伝来の神道祭祀に欠かせない神樂神事にお互いの共存を必要として、藩の寺社町奉行の統制下に組み込まれていった^⑦。鎌倉・北条幕府のころ津軽の安東氏が蝦夷管領として道南一円、恐らく先述の『新羅之記録』にある地域を支配の対象としていたことであろう。そして領内に於いては、凡そ松前函館地域を「下ノ国」、日本海側の「上ノ国」と二つに区分していたようである。さらに近世期の神社行政に着手しはじめたころから、領内に点在する神社・社人を統制の必要性からか、次の四地域に区分した。

I 「松前城下七社」

- ①八幡社：白鳥本家 ②神明社：白鳥別家 ③馬形社：佐々木家 ④熊野社：木村家 ⑤稻荷社：佐々木別家
- ⑥浅間社：木村家 ⑦羽黒社：藤枝家乃至愛宕社：藤枝家

II 近隣福島・知内などの「在社五社」

- ①江良八幡社：佐々木別家 ②宮歌八幡社：藤枝家 ③白符神明社：富山家 ④福島神明社：笛井家 ⑤知内

- 雷公社：大野家

III 函館周辺の「東在七社」

- ①箱館八幡社：菊池家 ②尻沢辺神明社：澤邊家 ③龜田八幡社：藤山家 ④湯川湯倉社：中川家 ⑤有川神

明社：種田家 ⑥戸切地三島社：永井家 ⑦矢符来天満社：池田家

IV 日本海側江差、上ノ国の「西在三社」

①江差姥神社：白鳥別家・藤枝家 ②上ノ国八幡社：小瀧家 ③乙部八幡社：工藤家

但し、小瀧家は藩祖崇敬の社人として別格扱いされていた。⁽⁸⁾

さて、寺社町奉行所を通じてこれらの社家を統制し、藩と吉田本所との連絡を保つ地域社家の推進・連絡係にその役割を担わせて、「社頭職・触頭・注連頭」と称し活躍していたのが、松前八幡社・松前神明社の両社家にあたる白鳥家である。重複するが、白鳥家はもともと松前家氏神八幡者が寛永二年（一六二五）に二代光廣が政治の場を大館に移し、さらにこの年松前当地にその場を移して氏神として宝殿・拝殿・神楽殿を持つ本格的な神社社殿を造営し八幡社を鎮斎した。このとき白鳥縁之太夫章武と、嫡の森太夫という人物が社家としてはじめて勤めたことになっている。承応元年（一六五二）、それまで浜手に祀っていた神明社は同じ徳山の地に遷座され、以降は父子兩人で勤めていた。年数三十余年を経て森太夫の三男子のうち、次男若宮を神明社の勤めに、嫡男左京を八幡社の勤めとしたものの、家督の内品有つて退き、三男隼人が八幡社を継いだ。そして元禄五年（一六九二）、隼人（八幡社家）・若宮（神明社家）の両人が、寺社奉行高橋浅右衛門より社人の支配相勤むべき旨仰せつけられた。当初は八幡社を物触頭として社人最上席とし神明社を従としていたが、寛延元年（一七四八）以降は月番、年番交代となつた。⁽⁹⁾同時に領内の社家整備もなされたと見てよい。触頭としての職務は次のようになつていた。

神事業務の指導的遂行

下七社勧請神事の受命伝達

城各社の新築、修復奉願書の仲介、遷座及び代参供料品の請求

各社祭礼の届書、願書、拝供品願書の仲介



各社へ触書等の通達業務

神道裁許状上京事務、吉田本所への家督、改名、死亡等届書

各社人御目見得付添、年如付添

寄付米、寄付品の受領、拝借品の請求と支払

社人綱紀瀟止、家督等への世話、各社人家族の異動届仲介

松前家一族重臣、奉行、公儀巡見人の出迎え、見送り

各社宗門人別取りまとめ、神葬式取り決め

年頭札、名簿提出、年番、月番届等

両社家の日記を眺めるとかなり広範囲に亘つての内容となつてゐる。⁽¹⁰⁾特に神明社白鳥家に於いてはこれら業務のほかに、伊勢外宮御師・三日市太夫次郎の檀所取り次ぎ、御祓大麻領布の世話方役、祭祀の上では「五千度祓」などと、伊勢当地の御師さながらにその職務を遂行していた。

二、松前神明社と勢州三日市太夫次郎との関わり

明治八年、徳山大神宮と改称した松前（福山）神明社は、はじめ伊勢堂・神明堂とよばれ秋田津輕の出稼ぎ漁民が強夷の危難を免れんと伊勢の神宮まで参詣し、内外両宮の御祓大麻を拝受し松前唐津内浜の小祠に奉安したことに始まるという。先述の通り承応元年（一六五二）九代藩主高廣が新殿を徳山（城の北山麓）に賜い遷座。この時白鳥森（盛）太夫が兼務していたが、次男若宮に分家して若宮が祖となつて社家を創設。若宮は実在しており元禄七年（一六九四）に石狩弁天社を創祀していることが文化二年（一八〇五）記録にある。以下十代にわたり明治を迎えるまで神明

に奉仕した家柄であり、現在は苫小牧市鎮座の樽前山神社の永井社家がその末裔である。

家祖白鳥若宮から数えて七代の白鳥周防信武が天明八年（一七八八）三十九才にして任官許状のために上京した。その帰途を記録したことから始まる『白鳥氏日記』という、安政五年（一八五八）に至る七十年間・同家執筆は四代にわたる。日記十六巻、口上書・覚書・願書・届書・触書等を集約したもの一巻、正月門祓神樂行事の御獅子祓日記が一巻の全十八巻、総頁数二、五七四丁に及ぶ膨大な記録が残されており、北海道の神社史、神道史研究には多面的に探究が可能な第一級の資料である。書き出しの年六月条には早速大神宮信仰と関わりのある事項として「例年ノ通り十八日ヨリ五千度修行致ス」なる文言が見出される。翌々年の六月十三日に勢州三日市名代の石川幸之進が当地松前に到着し諸届など世話をしていることも窺える。⁽¹⁾ 三日市太夫とは安永六年（一七七七）『外宮師職諸國旦方家数改覺』には、伊勢岩渕町在の三日市太夫次郎を御祓名とする山田三方家格の三日市帶刀のことである。南部家、最上家、相馬家など十五の大名と陸奥、出羽、上野、佐渡、播磨、松前を檀所とし、総数三五三、〇九〇軒にものぼる檀家を擁する。松前では松前志摩守と七千余の檀家数となつており、御師の中でも破格の大所帯と言える。⁽¹²⁾ 神宮文庫所蔵の明治初年頃の『三日市大夫次郎邸平面図』を眺めても外宮師職中最大の偉觀を呈し、規模と手代等の組織の大きさが偲ばれる⁽¹³⁾。『白鳥氏日記』の中でこの手代石川幸之進がどのような動向を取っているのかつぶさに辿つてみたい。

日記第一巻に収める七代白鳥周防信武筆による寛政九年（一七九七）の項には、

一 同月^{*カッコ内は筆者加筆}（六月）三日市太夫次郎名代石川幸之進殿參着有之、毎度之通り御祓等我等大廣間ニ而献上相済候。

一 當年之義ハ国中人馬等差遣ニ付、東西之旦廻下代工藤千左衛門を以幸之進江御断ニ御座候。只城下斗旦廻十九日より相始メ候。

古例之御役所御振舞も當年之御公用取込ニ付、幸之進殿江御樽肴うんとん式束被遣候。

東西御断ニ付、御上より金子拾両三日市太夫次郎殿江被遣候。

とある。この年の六月の何時かは不明であるが、月内に外宮御師手代の石川幸之進が例年により渡島したもの、いつもならば松前城下、東在、西在の道南一円を大麻領布のところ、公用取込に付き城下だけに限られてしまった。つまり数年後の文化四年（一八〇七）には松前藩の不祥事とロシア密貿易の嫌疑が幕府より掛けられ、福島県梁川に転封させられてしまう。恐らくこの年すでに藩内では転封の噂が現実のものと受け止められ、その社会混乱によつて領内領布は城下限定とされ、役所の振舞も樽肴とうどんだけになつてしまつたのである。従つてこの年に限り大麻初穂料も大幅に減少され、藩主より金子拾両が違約金としてか遣わされている。

いま、もう少し石川手代の動向を眺めてみたい。『日記』の第八巻に収める八代白鳥日向藏武筆の文政十一年（一八二二）の項で、この年の五月に先代白鳥周防（後に伊予と改名）信武が亡くなり、執筆者の藏武に家督が継承されたばかりであった。

七月十七日 勢州三日市名代石川衛守到着、川原町俵屋紋兵衛方ニ止宿。

十八日 石川衛守方より紙面三而両役所へ届書之頼申来ル、即差出ス。

昨日拝顔大慶仕候。左候得ハ御町役所、沖之口御役所両所へ右別紙之通書附相認御達可被下候様頼上候。去々年者御尊父様旅宿江御尋被下候砌、直様御認有之御持參被成候ニ付、別紙文言之處鳥渡拝見仕候故為念下書差上申候。

先者右之趣御頼申上候付、乍略儀以寸緒如此ニ御座候。以上。

七月十八日

二白

右者着早々差出し可申等ニ御座候間、何卒早々御頼申上候事。

白鳥様

石川

以書付御届奉申上候

一 勢州三日市太夫次郎名代

石川衛守

上下四人

右此度着仕候間仍而御届奉申上候。以上。

子七月十八日

白鳥日向 印

寺社御奉行所

沖ノ口御役所として一枚

右届書藤枝淡路ヲ以差出候處沖ノ口御役所より石川衛守家来名前逸々書出し可申旨申来候ニ付、

藤枝より手紙ニ而也。

右之通認差出ス。

勢州三日市太夫次郎御名代

石川幸之進

永井左司馬

八木徳三郎

宇羽西武兵衛

佐々木大和

奉申上候

金田平助

西田保見

権助

右者一明日御届申上候勢州三日市太夫名代石川衛守家来共三人之名前如期ニ御座候。以上。

子七月廿日

白鳥日向 印

沖口

御役所

如上相認藤枝淡路ヲ以差出ス。

口上控

昨日御尋之趣三日市太夫次郎名代石川幸之進江茂申聞候之處、御祓獻上之儀者御吉例之儀ニ有之候ニ付、又々御指戻与御座候而者、太夫次郎承知如何心配之儀茂難斗奉存候ニ付、乍憚名代之者直々罷出御奉行より之御逢、殊ニ者御答等茂申上度由召連吳候様申候間、不得止事承知仕候得共、御奉行所故如何可仕哉此段御内々相伺候。以上。

佐々木大和

この年は、七月中旬に渡島しており、早速白鳥日向に対し、町役所と沖之口役所へ到着の上、御祓大麻の頒布に取りかかるため、その取り持ちを依頼する手紙を差し出す。恒例のことであれば直ちに白鳥氏自らその世話役に回るのであるが、この年は先代逝去により服喪中であつたため、羽黒社の藤枝淡路を取り次ぎの代理人として各役所に書面で届け出ている。通常であれば享和二年（一八〇二）五月十七日先代の記録には、

町内より例年ノ通り火鎮之御神樂、我等相勧申候。同日ノ夜五ツ頃、勢州太夫治郎名代石川幸之進到着致シ候。

仍而沖御役所江口上書ニ而左織（後の藏武）を遣申断候。

寺社所へハ我等口上ニ而、当番下國舍人殿右之趣申断候。

と、それぞれの役所へ口上書にて御師到来の旨届け出でいる。この中で町御役所というのは、松前藩で設置する寺社町奉行所のことである。

そして同月二十二日に「勢州御祓獻上致シ度貞、前日二十一日ニ寺社所へ相達置、今日寺社所迄持行改、それより大広間ヘハコヒカサリ付致シ、御當番の寺社奉行所へ相渡シ候。当日工藤清右工門殿」とまずは奉行所を通し城の中の大広間へ大麻奉安。同年八月一日に「石川幸之進御目見得、我案内致シ候」と白鳥氏の案内で石川手代が登城し松前候に拝謁したのである。

さらに文政十一年の文献では、沖之口役所から逐一詳しく述べて同手代と家来名の届が必要であると、馬形社の佐々木大和を遣わし名前を確認し、さらに藤枝淡路に再度の届出をさせている。この届出完了により領布始めにあたり藩主に御祓大麻を献納する例となつていて、やはり松前藩転封の疑いに城内動搖もあつたものか、恐らくこの度の大麻拝受を一旦は遠慮したものと察せられ、重ねて白鳥氏の名代に立つた佐々木大和をして大麻を受けられるよう口上をさせている。

このような手続きを踏んで、

八月二日 三日市太夫次郎献上物差上候様被仰出、即拙者持參ニ而登城献之、大広間へ持出し、御部屋へ与案内
目録之通り献之。

御上へ

一万多度御祓

同制札之一万多

披露状

鱗節

鰐縄

十連

十掛

熨斗鮑

以上

氏家唯右衛門殿取次披露也。

として、御城への領布を皮切りに城下・各在へと領布して行くのである。西在の江差姥神大神宮所蔵『藤枝文書』の内、文化九年（一八二二）頃の文献『御役所稻荷宮御附物人数・鮑御神樂之節御下物之事』に記録される一節に、「松前神明之下社人山田門司と申者 今日町札修行相通候故 廻御判之儀相顧候處所持無之由申候」日付が五月晦日である。町札修行という江差地区御祓領布にあたり廻御判をしてもらうところ、御判を所持していないとのこと、と文意を解すべきと思われるが、松前領内には大麻領布を松前神明社の取り次ぎにより行つていたことが窺える。

因に、三日市太夫次郎石川手代以下の人物の渡島時期については一定しておらず、五月中旬であつたり六月であつたり、時には七月中旬にも遅れている。この渡島時期というのは、津軽海峡が穏やかな間を選んで渡つたもので、今日でも海峡が本当に穏やかで安全なのはこの時期と重なっている。三月・四月はまだ残冬で海は荒れているのが殆どである。

十月一日 三日市名代石川衛守子箱館出立之届差出、今朝同人御礼拙者差添大手御門より通り小道具之間へ詰ル、

同人儀長上下、拙者ハ継肩衣無滯相済。

三日 同人出立振舞咸町庄内屋にオイテ。

と、十月ころまでに松前を中心とした大麻領布を終えて、いよいよ函館へ出て伊勢への帰路についた。最終日には出立振舞の宴に招待されておよそ半年間の蝦夷地滞在から開放されるのである。概算ではあるが、滞在中の宿泊、飲食、

頒布にかかる雜費等の諸経費を差し引いても毎年四・五十両の金子を懷に帰つていったそうである。今日の現金に換算すると数百万円にもなる。享保二年（一七一七）の幕府巡見使一行の編纂に係る『松前蝦夷記』には「一、松前町并西東在郷家数都合一千九百七拾二軒・一、男女人別都合弐万人程」とあるが、前掲の『外宮師職諸國旦方家数改覺』には松前地方は七千余の檀家数となり、数字の上では倍以上の開きがあるものの、こちらのほうが實際の大麻頒布数と認められよう。戸数にも数えられない、浜手で簡単な柱と筵などで住んでいた出稼ぎ漁師の『浜小屋』などにも頒布は欠かさなかつたのであろうし、この住人も御利益にあやからうと進んで大麻を拝受したものと思われる。

これらの内容を眺めると、御師が自由気ままに往来したのではなく、当地世話役の白鳥氏を通して諸届などの手続を行ひ、奉行所や御城に対しても白鳥氏の案内を必要として、在地の田舎に対しても松前神明社の名を以て頒布活動を行つてゐるのである。想像以上に厳密な松前藩の神道施政の中で大麻頒布を行つてゐたことが窺える。

三、松前神明社の行う「五千度祓」行事について

大麻奉製に当たつては八座置神事と称される伊勢御師の行う行事で、出口延佳などが秘伝としながらも『祓勤仕儀式』に記すような流れで、大まかには先ず祓いをし、願意の祝詞を読み、中臣祓詞、統いて一切成就祓詞の数祓をして奉製の運びとなるのである。私はもともとこの行事は神宮祠官が定期的に自祓したことに、その発生が求められる。この行事はまた室町末期頃、十人の禰宜がそろつて一七日の刻みで參籠し御祓行事を重ねる『御祈』という行事になつております、八座置神事そのものはその流動的に展開したものと考えている。

前掲よりの『白鳥氏日記』書き出し天明八年の頃六月には「例年ノ通り十八日ヨリ五千度修行致ス」とあつて既にこのころから恒例に五千度御祓の行事が行われていた。御師の渡島は流動的であるのに對し、この行事は日記全体で

七十五年間の内、記録されている時とそうではない時とあるが、この五千度御祓が後には松前神明社の年中行事では最大の賑わいを見せていくようになる。

本来伊勢の祠官、あるいは御師が行うべき行事を松前の神明社神職が毎年欠かさず行つていたということは、一体どういうことであろうか。いつ頃からこの行事を行うことになつたのであるか。その式次第・内容は伊勢の八座置神事とはどのような関わり合いが窺えるのか。一度ではなく、五千度という限定数になにか意味があるのであろうか。

幕領期の文化四年から文政四年の間に奉行所勤務の役人が草稿したとされる『松前歳時記草稿』には、

六月二十四日前夜より地蔵山参詣の人多し。将軍地蔵あり、これ真言宗阿吽寺の持也。山上へ灯籠灯籠数百を点し昼のことし。此月十八日より二十四日迄、神明社にて水無月祓の祭事あり。此社内を通り抜けて地蔵山へ登ることなれば、今夜は両所の参詣群集して、殊に神明社も参籠のもの多し。

と賑やかさが知れる。⁽¹⁵⁾どのような内容になつてているのか、今まで『日記』から窺いたい。九代白鳥秀武が天保十二年（一八四二）六月の「五千度祓」行事を行うに当たつて、まず、

来十八日より二十四日迄、例年の通一七日五千度御祈祷修行仕候間、此段御届奉申上候。

以上

丑六月十五日

白鳥筑後（印）

寺社御奉行所

という届出をする。十七日には、五千度を受ける奉賛者の地区別名前帳を提出し、勘定奉行からは、次のような品々を賜わる。

五千度供料差出候文面

一、御神酒五合

一、油五合

一、御肴壺掛

一、中臘六丁

一、大保半状

拝借品御灯籠十三張、御幕三張／＼

行事開始の前日に寺社町奉行所へ届出をして右の下賜品と松前家紋【丸に武田菱】が染めつけられた幕と提灯が貸付られ、これで社殿を装飾したのであろう。

隣町の福島在社の白符神明社の富山社家と福島神明社の笠井（後の常磐井氏）社家がこの五千度御祓行事の助勤に松前神明社まで赴いている。『常磐井家文書』の文久三年（一八六三）の項には、

六月十八日ヨリ二十四日迄松前之伊勢大神宮五千度二十三日夕七ツ半頃迄あめふる此時白鳥司江御手伝ニ富山刑部拙者兩人（十二代笠井武麗）御城下町白鳥江出ル御神樂勤行仕候明テ二十六日拙者刑部兩人帰村仕候。¹⁶

とあって、かならず近在の神明社奉斎の社家に助勤依頼をして、これを受けると行事が一七日と前後一日、都合十日間ほど城下まで出向していた。同じ日記の慶應元年（一八六五）六月には、

十七日天氣宜敷御城下江出登仕一七日五千度勤行手伝罷越日三日夜八ツ時迄参詣有、賑々敷相勤廿四日御神樂舞御座候、長々御神事相勤申候、白鳥様より太儀料として木綿一反被下難有仕合ニ奉存候。¹⁷ とあって、一七日間の長々御神事をつとめ幾分の謝儀を頂戴して帰村している。

先の天保十二年の『白鳥氏日記』の続き、参籠明けの二十四日条に、

同二十三日 五千度も天気ニ而、参詣も沢山御座候。

同二十四日 結願御神樂修行、社家中、阿ら町兩人、兵部、右之人數ニ而無滞相勤候。夫より御神酒御箱祓内御

役所江御差上、勘定奉行櫻庭左右吉披露之程願上候。夫より町御役所御祓斗リ差上、下代櫻庭丈左衛門殿、右ハ頼合、夫より御家老中御祓御備差送り候。夫より祈祷願主へ同断差送り候。

散銭三十一貫五百三十文、町々より集り銭八貫七百六十八文、御祈祷御初穂金一両三分一朱ト九貫二百文、惣メ六十一貫八百二十三文、米メ高戸石五斗、右之通神納ニ相成候。

此節御簾式枚、栖原手船通勢丸、伊達手船正徳丸、右ハ船頭より寄附有之候。

且又御祈祷朝夜六十式軒ニ御座候¹⁸

とあつて、この行事への崇敬者の賑わいにふれ、一七日の参籠明けには助勤數人と結願御神樂の奉仕をしている。また具体的に、御祓の頒布先と社入金のことまで記録してある。神樂には二座から三座程度の松前地方伝来の神樂舞を奏しており、文化十二年（一八一五）六月廿四日結願明け日の記録には、

決願御神樂例年之通、七社江使ヲ遣ス、出勤の方木村兵衛殿、大蔵殿、兵庫殿、我等、左織、雅楽、門司等也。
鳥名子舞、神容舞、番覚舞等也。神樂ハ兵衛殿相勤ム。

先日より社内ニ而手つま致し候地所、角力ニ相貸置候而此扱興行中故、今日も社人中此方之棧敷へ見物ニ被參候。

御神事中拾八、九メ文、米四俵斗、廿三日拾三メ文有之候。何れ当年市中不景氣ニ付米錢共ニ不足ニ候。

その中には伊勢三節祭に欠かせない前述の「鳥名子舞」と同名の舞が奏されて、境内では相撲興行などの神賑行事も華やかに行われていた。

松前神明社の行う五千度御祓行事には、『白鳥氏日記』『常磐井家文書』とともに御師の三日市太夫名、また手代石川幸之進の名前や奉仕記録など一切触れられておらず、日記の記録され始めた天明年間のころから伊勢御師の関与は全くなかったと考えられる。御師もこの行事前に到着している時もあるが、七月に遅れて到着ということもあるため、後世には松前神明社独自の御祓行事と化してしまったものと解せられる。

ただ一考しなければならないのは『五千度』という行事名である。百度・千度・五千度・二万度或いは十萬度という数取りによる御祓行事と大麻奉製は、中世以降には伊勢の大神宮信仰流布には欠かせない、看板ともいるべきもので、この行事を行つてこそ度会延佳著『太神宮神異記』のような、神宮独特の火伏せや病氣直しなどの『御神徳』による庶民向けの強烈な信仰がもたらされた。皇祖神奉斎という本来の神宮崇敬の形からすると少々世俗化すぎる感もあるが、下級の御師にとつてはこれあつてこそ己の生活基盤が保たれていた。実際に信仰を通した経済活動が伊勢（宇治・山田）という街々を支えていたであろうし、間接的ではあるが伊勢人にもたらされた富が大神宮を支えていたといふことは否定できない。

従つて、松前にもたらされた五千度御祓行事とは、近世早々のまだ松前藩が立藩され神祇行政が敷かれる遙か以前に、松前神明社がかつて伊勢堂として唐津浜手に奉斎されてほどなく、当時の御師が東北地方、陸奥国一円を檀廻し穩やかな晴れ間を見て海峡を渡り、その伊勢堂を拠点にして住民の求めに応じて御祓を行い大麻を頒布していたと考えられる。六月十八日からの参籠の忌日設定も、神宮月次祭を意識してというよりも御師渡島の時期と考えた方が順当と思われる。御師が配る大麻には一万多度御祓を藩主と藩重役に頒布しながら、松前神明社は五千度御祓に限り置き、頒布も最高身分では奉行程度、あとは富豪商家などに見られるので、その較差には神都の御師と在地の神明社人とのそこはかとない距離が窺える。したがつて後世、日記書き出しの天明年間には既に五千度御祓行事は松前神明社独自の行事となつてしまい、御師到着も待たず平然と例年奉仕され白鳥氏の専制的な行事、神明社にとつての例大祭のようになつていつたものと考えられるが、もともとは伊勢の御師の到着を待つて、六月十八日より御師の主導で行つていたのである。この考え方で間違いないとすると、五千度御祓行事とは単純に中臣祓の五千度奉唱ということではなく、やはり伊勢で行われていた御祓行事、八座置神事と同形の祭式作法であつても不思議はないと思う。日記から「長々御神事」と有るのみで具体的な記録は皆無である。ただ一七日の参籠と結願明けには、伊勢御遊に因む鳥

名子舞などの神樂奉納があり、結願の一十二日から二十四日にかけては地域住民が境内狭しと参詣するということのみである。

ただ、このような事例を許可したり伝播させたりという、許可証・裁許状、またそのような控えなどは、当地でも伊勢（神宮文庫）にも管見では皆無である。他国においてもこうした事例が見られるのかとても興味を引くことである。

むすびに

以上、伊勢外宮御師三日市太夫次郎（治郎）手代石川幸之進（衛守）と、松前神明社白鳥氏との関係と当時の御祓大麻領布の実態が『白鳥氏日記』の記録によつて具に窺い知れた。掲出した資料がたまたま松前藩が奥州梁川に転封するしないという動搖期のものであつたため、藩自体、御師活動は消極的に対応していたようであり、逆にいうと、そのような不安定な時期でさえも白鳥氏が世話役となつて例年と変わりない活動を行わせていた。白鳥氏をはじめ在地の社家においては、管轄する氏子信者の獲得、維持という問題の中、伊勢の御師をそれぞれが迎入れ領布活動を支えていた。そして御師の活動とは全く別に、松前神明社を中心に松前から函館にかけて領内の神明社人が挙つて、六月十八日から満願の二十四日まで、神宮禰宜の行う『御祈』や、伊勢御師が行う御祓行事『八座置神事』さながらに、一七日間の参籠に『五千度御祈祷』を例年欠かさず奉仕していた。まさに地方に根ざした伊勢大神宮の信仰のあり方が現在とは違つ形で行われており、同時に御師も在地社人もお互ひの生活圏のバランスを乱さず、むしろ互いの存在に大きく依存し支えあつて共存していたことがあらためて明らかになつた。住民にとつては恐らく、他の觀音信仰や金比羅信仰等を広めるための大社や有名寺院の使いが渡つていたと思われるが、大神宮信仰を受け入れていた戸数の

上では二〇〇パーセント以上の頒布率があつて、他の寺院、大社とは大きくかけ離れている。当然のことながら御師が住民にもたらすものは、大麻の頒布ばかりではなく伊勢曆や土産など、辺境な蝦夷地に於いてはなにより伊勢や上方の情報に大きく必要性を感じていたに違いない。

ここにまた興味深い資料を掲示しておきたい。それは文政年間から明治初年（一八一八—一八六八）の五十年間にかけて記録された、寺社町奉行の下で町民を支配管理していた町年寄の執務日記『松前町年寄詰所日記并番日記』といふ文書の中に、神宮の式年遷宮にあたつてこの石川手代が寄付を仰ぐ行為をしている。

・文政十一年（一八二八）八月十八日

伊勢三日市太夫治郎代石川衛守より明丑年正遷宮ニ付、先例之通り御国中勧化仕願書先日差出候處、当年之儀者諸国より近年覚無寺社より右之類大勢罷越候ニ付、一同困候様ニモ相聞得候間、御城下・江差・箱館在・とも衛守願御断申候間、別段に上より金拾両奉納被成候間其心得ニテ帰國之上、宜三日市江相嘶候様氏家唯右衛門殿より被仰聞候間、衛守呼申候間此段申談遣19。

これは第五十三回内外両宮の正遷宮に向けての募財行為ではある。この年は文政四年（一八二二）十二月に第十四代松前草廣が幕府より蝦夷地復領の命を返還され、藩内の再整備もあつたであろうし、幕末に近づくにつれ、米国捕鯨船等の近海出没が頻繁となり、監視に奔走している。既に近代を迎える準備に追われていたとさえ考えられ、恐らくこのような事情によつて「先例の通り」一般庶民からの募財を断つている。その代わりとして藩より金拾両が奉納され、三日市太夫次郎へ伝えられるように奉行から談話があつた。もし「先例の通り」であれば一般募財の許可を奉行所から得て、中西正幸著『神宮式年遷宮の歴史と祭儀』に引く『明治二年遷宮御寄附御名前帳』によると、

大神宮式年正遷宮大祭礼付、神役勤仕、多分之入用難及自力、任二先例一御檀中御一同御助力御頼申上候、御神忠を以御出精之御寄附奉頼上候、以上、

御師

三日市太夫次郎

記

丁卯八月吉日

一金弐百疋

一万多度御祓大麻

御供御直会

両宮御図掛物

一金百疋

一万多度御祓大麻

御供御直会

一金五拾疋

五千度御祓大麻

御供御直会

右、御寄附之御方江為御礼可致進上、御寄附金之儀者、當冬御出料被下度、奉頼上候、以上、

との募金が集められ、神宮殿舎が一新するばかりか、御師の自邸や神樂殿・装束にいたるまで、新装するのが慣例となつていたと述べられている。⁽²⁰⁾ 松前が転封となる文化四年以前にはこうした慣例もとられ、中には石川手代の案内のままに伊勢の三日市太夫次郎邸まで参宮するものも多くいたことであろう。藩内の社家では嫡子の神主修行の一端として京都吉田神社への奉仕と裁許状の発行のために上京するが、必ずその途中で伊勢の参宮を済ませてから上京している。今日の通念よりも伊勢・京都は近かつたのではなかろうか。

雪深く半年も吹雪に閉ざされる蝦夷島民の、上方や伊勢への憧れの強さも相俟つて、伊勢の御師を心待ちに、御祓

大麻を迎えた。それに松前神明社は身近な伊勢大神宮とばかりに『五千度御祈祷』の一七日の御祓行事と、参籠明けの神楽「鳥名子舞」のリズムに、社人も住民も神都の雰囲気に、暫し酔いしれて満願日を迎えたのである。

註

(1) 『福山秘府』(新撰北海道史・第五巻史料一)昭和十一年九月・北海道庁発行に所収)福山秘府は安永五年(一七七六)十一月、十三代藩主道廣の命を享けて家老松前廣長が編纂に従事し、安永九年(一七七八)十二月脱稿した松前藩史料の集大成である。松前廣長ははじめ松前年代記に誤謬の多いのを見て止史を編纂しようとしたし、代々家老職を勤めていた村上氏に伝来する四代廣講日記数巻、五代廣時日記三十二巻、七代廣行日記二十余巻にあわせて、その他諸書とともに網羅参考にして、全六十巻を編纂した。

(2) 大神宮叢書「神宮神事考證」前篇(神宮司庁・昭和十年)所収・御巫清直「神嘗祭御遊考實」より。

(3) 小山内忠司「松前藩における神官と神事」「白鳥氏日記」から(松前町史研究紀要「松前藩と松前」一五号・昭和五十五年一月)、小山内忠司「松前藩における神官と神事」「佐々木家文書」から(松前町史研究紀要「松前藩と松前」一七号・昭和五十六年三月)、田中秀和「北海道における宗教政策の展開とその地域的特質」(函館市史編纂室編纂・「地域史研究はこだて第九号」一九八九年四月)、秋元信英「明治六年札幌神社の大教宣布運動と函館」(函館市史編纂室編纂・「地域史研究はこだて第十一号」一九九〇年四月)、佐々木馨「錢亀沢の神と仏—中近世を中心にして」(函館市史編纂室編纂・「地域史研究はこだて第二十七号」一九九八年三月)、「北海道神宮史」上・下巻(北海道神宮発行・平成三年・同七年)、「北海道神社序誌」(北海道神社序発行・平成十一年)。

永田富智「松前城下の合同大祭例行事—特にその慣行について」(松前町史研究紀要「松前藩と松前」三十八号・平成八年三月)などの地誌研究がある。

(4) 『新羅之記録』松前家初期の事跡を記し現存最古の記録。松前景広がさきに寛永二十年(一六四三)に幕命によつて編纂され松前系図の不備を正し、多くの記述を補つて作成された。北海道編『新北海道史第七巻史料二』所収一四頁。

(5) 竹内運平「北海道史要」(市立函館図書館発行・昭和八年)五〇頁一七五頁。

- (6) 中島家文書「松前年々記」「松前町史史料編第一巻」所収。
- (7) 横森進「増補改訂北海道近世史の研究」一〇八一六五頁。
- (8) 北海道神社庁誌編輯委員会編『北海道神社序誌』一一頁。
- (9) 「北海道神社序誌」(北海道神社庁誌編輯委員会・平成十一年)一二三頁の一覧。
- (10) 「松前町史通説編第一巻上」九〇一頁。
- (11) 「八幡社録」「神道大系・神社編五十一(北海道)」所収五一頁。
- (12) 「社日記」享保七年(一七二二)松前八幡社・白鳥隼人佐正武による正徳二年(一七一、二)正月からの日記『神道大系・神社編五十一(北海道)』所収。『白鳥氏日記』全十八巻天明八年(一七八八)～安政五年(一八五八)の七十年間に亘る歴代の松前神明社人が記録したもの。市立函館図書館所蔵。この内、一巻・二巻・五巻・六巻・十巻・十三巻の各々一部が『神道大系』前掲書所収。この日記の内容について大まかに分析した研究に、小山内忠司「松前藩における神官と神事——『白鳥氏日記』から」(松前町史研究紀要「松前藩と松前」一五号・昭和五十五年一月)がある。
- (13) 「白鳥氏日記」市立函館図書館所蔵。
- (14) 皇學館大學史料編纂所編資料叢書第五輯『神宮御師資料外宮篇四』所収八一頁。因に「三日市太夫次郎」銘を御祓銘としているのは三日市帶刀家の他に三日市兵庫家(四万六千軒)・三日市少進(十三万軒)がある。
- (15) 神宮文庫にて購入のできる「三日市大次郎邸平面図」の説明文には「その敷地は外宮を背にして南北約一二〇米・東西約五〇米あり、周囲に堀を巡らして、邸内には神樂を行つた神殿並びに大広間を最奥に設け回りには大小の客室四五室を配し、事務室、台所、房室などのあつたことがわかる。さらに一四ヵ所の中庭、邸入口付近には常夜灯一四基や、參宮記念の額掛場等が設けられていた。天保七年(一八三六)当時の山田師職三七一家の中では最大の偉觀を呈し、諸国からの檀家到着時の活況を偲ばせる」とある。
- (16) 「松前蝦夷記」「松前町史史料編第一巻」所収三七八頁。
- (17) 「松前歲時記草稿」幕領期の文化四年～文政四年の間に奉行所勤務の役人が草稿したものであろう、と言ふ以外不明なもの。「新北海道史第七卷史料二」所収六一一页。

(16)

常磐井武季『正統松前神樂』（福島大神宮発行・昭和六十二年）一〇二頁。

前掲書一〇六頁。

(17)

常磐井武季『正統松前神樂』（福島大神宮発行・昭和六十二年）一〇二頁。

前掲書一〇六頁。

(18)

常磐井武季『正統松前神樂』（福島大神宮発行・昭和六十二年）一〇二頁。

前掲書一〇六頁。

(19)

常磐井武季『正統松前神樂』（福島大神宮発行・昭和六十二年）一〇二頁。

『神道大系』前掲書所収 五八九—五九一頁。

(20)

常磐井武季『正統松前神樂』（福島大神宮発行・昭和六十二年）一〇二頁。

中西正幸『神宮式年遷宮の歴史と祭儀』（大明堂・平成七年）の引用より外宮・三日市太夫次郎『明治二年遷宮御寄附御名前帳』神宮文庫所蔵。